

インターネット公有財産売却に伴う落札後の手続き

●更新日：令和7年9月11日

落札者の決定から物件の引渡しまでの手続きの詳細及び必要な様式は、次の項目ごとにご確認ください。

1. 落札者の決定

入札期間終了後、日田玖珠広域消防組合において開札を行い、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

落札者には、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨を電子メールでお知らせします。落札者は、日田玖珠広域消防組合ホームページ 官公庁オークションの「インターネット公有財産売却落札後の注意事項」の内容を再度、ご確認ください。

落札者を決定した時は、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を、K S I 官公庁オークション 売却システムの「日田玖珠広域消防組合 物件情報詳細ページ」のページ上に一定期間公開します。

2. 契約の締結

日田玖珠広域消防組合から落札者に対して、電子メールなどで契約締結に関する手続きのご案内をします。手続きについては次のとおりです。

(1) 契約書の提出

「売買契約書（自動車の場合は自動車売買契約書）」を2部送付しますので、必要事項を記入・押印し、印鑑登録証明書（3ヵ月以内に発行されたもの）と併せて契約の締結期限までに、日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課へ持参又は郵送してください。その後、売買契約書1部を落札者に送付し、1部を日田玖珠広域消防組合が保管します。

注意1：提出された書類は、一切返却いたしません。

注意2：後日、虚偽又は不正の書類であったことが判明した場合は、入札がなかったものとして取扱います。

注意3：契約書等の郵送に伴う郵送料は、落札者の負担となります。

(2) 契約保証金の納付

契約に際し、契約保証金を納付してください。契約保証金は、売却物件ごとの予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額となります。

なお、落札者が納付した入札保証金は契約保証金に充当しますので、「契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書」を提出してください。

(3) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約をしなかった場合や、公有財産売却の参加仮申し込みの時点で18歳未満の方など、公有財産売却に参加できない者の場合は、売却の決定を取り消します。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転せず、落札者が納付した入札保証金は没収します。

なお、没収された入札保証金は損害金として日田玖珠広域消防組合に帰属し、落札者へ返還しません。

3. 売却代金の納付

売却代金の納付額は、**落札金額からすでに納付されている契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額**となります。

売却代金の納付は次のどちらかの方法により、代金納付期限までに手続きを行ってください。納付方法については、事前に日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課にご連絡ください。

(1) 納入通知書による納付

日田玖珠広域消防組合から売却代金を記載した納付通知書を送付しますので、指定金融機関（株式会社 大分銀行）又は指定代理金融機関（大分県農業協同組合）で納付の手続きを行ってください。

(2) 銀行口座への振込み

日田玖珠広域消防組合が指定する銀行口座に売却代金の振込みを行ってください。振込みに伴う手数料は、落札者の負担となります。

※(1)、(2)のどちらの方法でも、売却代金納付後に領収証のコピーを日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課に持参、郵送又はFAXしてください。

注意: 日田玖珠広域消防組合は、領収書のコピーの提出等で売却代金の納付を確認します。

代金納付期限までに売却代金の納付が確認できない場合、落札者が事前に納付された契約保証金を没収します。没収した契約保証金は日田玖珠広域消防組合に帰属し、落札者へ返還しません。

4. 物件の引渡し

物件の引渡しは、自動車と自動車以外の物品では手続きが異なります。次の項目ごとにご確認ください。

(1) 自動車の場合

- ① 所有権は、落札者が売却代金の納付を完了した時点で落札者に移転します。
- ② 日田玖珠広域消防組合から登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）等の書類を送付いたします。書類を受け取られたら、「公有財産（自動車）移転登録等書類受領書」を日

田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課へ持参又は郵送してください。

- ③ 物件の引渡しの日時については、日田玖珠広域消防組合と協議し決定します。
- ④ 引渡しに際し、仮ナンバープレートが必要な場合は、落札者において準備しておいてください。

◆すでに一時抹消登録手続きを行い、ナンバープレートは返納しています。

- ⑤ 日田玖珠広域消防組合が指定した場所で物件の引渡しを受けたときに、「公有財産受領書」を日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課へ持参又は郵送してください。
- ⑥ 落札された自動車は、一時抹消登録となっているので、引渡し後30日以内に落札者が自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所等において、車検及び登録手続きや輸出届出等の上、登録等が確認できる書面（自動車検査証、輸出予定届出証明書又は廃車証明書等のコピー）を日田玖珠広域消防組合に提出してください。一時抹消のままで車両を保管しないでください。

なお、費用はすべて落札者の負担となります。

(2) 自動車以外の物品の場合

- ① 所有権は、落札者が売却代金の納付を完了した時点で落札者に移転します。
- ② 物件の引渡しの日時については、日田玖珠広域消防組合と協議し決定します。
- ③ 日田玖珠広域消防組合が指定した場所で物件の引渡しを受けたときに、「公有財産受領書」を日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課へ持参又は郵送してください。

5. 引渡しに関する共通注意事項

◆すべての物件に共通していますので、必ずご確認ください。

- 注意 1**：引渡しまでの間に当消防組合の責任によらない物件の破損や焼失などが起こった場合、組合に対する代金減免等の請求はできません。
- 注意 2**：物件の移動は、落札者自身でお願いします。物件の輸送等が必要な場合は落札者で手配し、費用を負担してください。
- 注意 3**：物件の登録等は落札者自身で行い、費用はすべて落札者が負担してください。
- 注意 4**：物件は現状有姿にて引渡します。また、引渡し後の不備や故障、隠れた不備欠陥等を発見しても一切補償できません。
- 注意 5**：代理人による引渡しを希望される方は、「委任状」が必要です。委任状を提出する場合は、「委任者」及び「受任者」の公的機関が発行する本人確認書類（運転免許証、保険証等）のコピー（法人の場合は、登記事項証明書の写し又はそのコピー）を提出してください。

このページについてのお問い合わせ

日田玖珠広域消防組合 消防本部 総務課

電話番号：0973-24-2204 FAX番号：0973-28-8119